

子どもが「オンラインゲーム」で無断決済！

全国の消費生活センター等に寄せられる小学生、中学生、高校生の相談では、インターネットに関連する相談が多くみられ、2010年度以降全体に占める割合は7割を超えています。

特に、子どもがゲーム機やスマートフォン、タブレット端末等でオンラインゲームを利用し、ゲーム内のアイテムやキャラクターなどを手に入れる目的で、保護者に内緒で課金しているケースが増えています。

【事例】

クレジットカード会社の明細メールを見て、ゲーム会社での利用が10万円あることが分かった。

小学生の息子に確認すると、私の財布から黙って持ち出したクレジットカードを使用して、オンラインゲームで課金しアイテムを購入したことを認めた。

私は許可していないので取り消したい。

【ひとこと助言】

- ・子どもによる保護者の意図しないオンラインゲーム利用を防ぐためには、事業者が設けているペアレンタルコントロール（子どもによるパソコンや携帯電話などの情報通信機器の利用を、親が監視して制限する取り組み）やフィルタリング機能（有害サイトアクセス制限）を活用し、必要な範囲で子どもの利用に制限をかけることが有効です。
- ・子どもはクレジットカードを利用している場合、お金を支払っているという認識がない場合がみられます。クレジットカードを保護者の財布等から持ち出すことは、お金を持ち出していることと同じであることを子どもに理解させましょう。
- ・保護者はスマートフォン、タブレット、ゲーム機におけるクレジットカード情報の登録状況や利用限度額等キャリア決済の設定状況を確認するとともに、暗証番号の管理を徹底し、日頃から家族で利用にあたってのルールを話し合うことも大切です。
- ・保護者の許可がないまま利用したオンラインゲームの高額課金については、未成年者取り消しが可能な場合もありますので、トラブルになった場合は、下記士別地区広域消費生活センターへご相談ください。

消費生活相談専用ダイヤル (0165)23-3820

事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用
直通電話 ●午前8時30分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

